

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
貝塚高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="522 583 1190 768"> <thead> <tr> <th data-bbox="522 583 655 680">職員</th> <th data-bbox="655 583 940 680">事実発生時期</th> <th data-bbox="940 583 1190 680">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="522 680 655 768">A</td> <td data-bbox="655 680 940 768">令和5年3月</td> <td data-bbox="940 680 1190 768">1件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和5年3月	1件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>
職員	事実発生時期	件数						
A	令和5年3月	1件						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月25日）